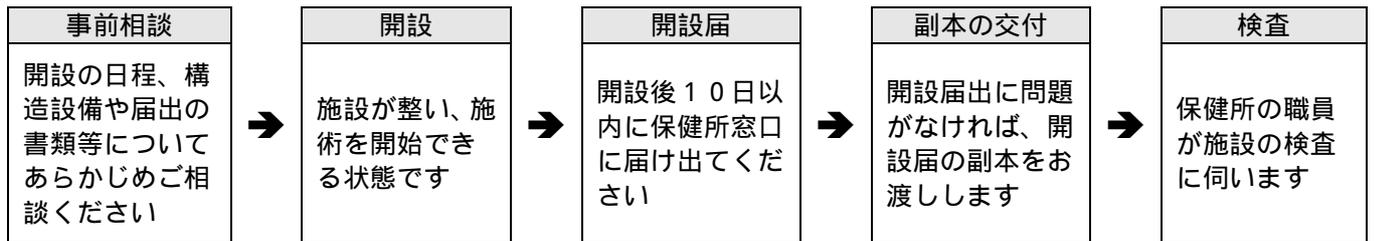


施術所開設の手引き

この手引きでは、あん摩、マッサージ、指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復業を行なう施術所の開設について説明します。

1 開設届

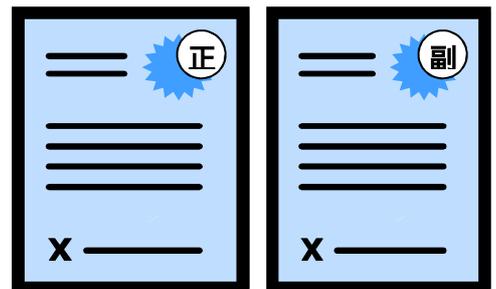
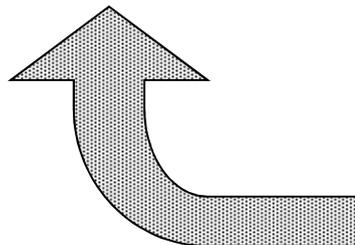
開設のながれ



開設の手続き

開設届を開設後10日以内に保健所へ提出してください。

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		2	柔道整復とあん摩・はり・きゅうでは様式が異なります。保健所の窓口で配布しています。
添付文書	業務に従事する施術者の免許証の写し	2	免許証本証と照合しますので、本証を窓口にお持ちください。
	施術所の平面図	2	待合室および施術室との別と、寸法および床面積、ベッド・機器類の配置、施術室の外気開放面積（または換気装置）とその位置、および消毒設備の位置を記入してください。
	施術所への案内図	2	検査におうかがいするとき、施術所の場所がわかるように付近の地図をお書きください。
	定款の写しおよび登記事項証明書（開設者が法人の場合）	2	目的に施術所の運営が含まれている必要があります。登記事項証明書のうち1通は写しでかまいません。



2 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第25条および柔道整復師法施行規則第18条により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては次の事項に適合するようにしてください。

- 1 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3.3㎡以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。ただし、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管および廃棄を安全な方法で行うこと。
- 5 施術室は、住居・店舗等と構造上独立していること（出入口を別に設ける等明確に区画すること）。（指導基準）
- 6 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られていること。（指導基準）
- 7 ベッドを2台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導基準）

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれの開設届が必要です。その場合には、次の事項に注意してください。

- 1 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、双方の施設は固定壁で区画されたものとする。
- 2 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復双方の免許を有する施術者が一人で開設・施術をする場合、施術室は兼ねてもよい。
- 3 待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえない。
- 4 施術所の名称は 鍼灸接骨院等とはせず、 鍼灸院、 接骨院と分けること。

施術所内で他の医業類似行為を行なうことはできません（整体・カイロなど）。
広告を共有することはできませんのでご注意ください。

3 名称に関する規制

医療法、医師法に抵触するような名称は使用できません。

医療法第3条

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院その他病院または診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。
紛らわしい例・・・ 療院、 治療所等

医師法第18条

医師でなければ、医師またはこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。
紛らわしい例・・・ 鍼灸医、 中国鍼医

4 広告に関する規制

法律に定められた事項以外は、原則として広告できません。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨ならびに施術者の氏名および住所
- 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- 3 施術所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項
- 4 施術日または施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項として、次の事項が定められている。
（平成11年3月29日付、厚生省告示第69号）

もみりょうじ

やいと、えつ

小児鍼（はり）

医療保険療養費支給申請ができる旨

（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

予約に基づく施術の実施

休日又は夜間における施術の実施

出張による施術の実施

駐車設備に関する事項

法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（開設の届出をした旨）

柔道整復師法第24条第1項

柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨ならびにその氏名および住所
- 2 施術所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項
- 3 施術日または施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項として次の事項が定められている。
（平成11年3月29日付、厚生省告示第70号）

ほねつぎ(または接骨)

医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼または骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)

予約に基づく施術の実施

休日また夜間における施術の実施

出張による施術の実施

駐車設備に関する事項

法律第19条第1項前段の規定による届出をした旨（開設の届出をした旨）

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法または経歴に関する事項については広告できません。（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第2項および柔道整復師法第24条第2項）

5 変更・廃止届

(1) 変更届

開設届出内容に変更があった場合は、「施術所開設届出事項中一部変更届」を2部提出します。
変更内容によって、添付書類が必要な場合があります。

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届出事項中一部変更届		2	変更事項を記入します。 柔道整復とあん摩・はり・きゅうでは様式が異なります。
添付書類	施術日時の変更のとき	/	変更前、変更後の施術日時を記入してください。
	構造設備の変更のとき	2	変更前、変更後の図面を添付してください。 ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	従事者の変更のとき	2	変更前、変更後の従事者を記入します。 新たに業務に従事することとなった施術者の免許証本証と写しを持参します。 (本証と照合します。)

(2) 廃止届

施術所を廃止した場合は、廃止後10日以内に保健所に届けます。

「施術所廃止届」を2部提出してください。

柔道整復とあん摩・はり・きゅうでは様式が異なります。

問い合わせ先：練馬区保健所生活衛生課医務薬事係

〒176 - 8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1

練馬区役所東庁舎 6階

TEL 5984 - 1352

FAX 5984 - 1211